

## 保育サービスの提供の新しい仕組みについて(2)

# 「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系性、普遍性、連続性の実現

## 《保育サービスの提供の新しい仕組み（公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム）》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準（「保育に欠ける」要件の見直し）
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み（保育の必要度が高い子どもの利用確保等）
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

（ ※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場 ）

## 《放課後児童対策の仕組み》

## 《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上
- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障  
質の向上に向けた  
取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方（不適切な地域格差が生じない）
- ・ 事業主負担（給付・サービスの目的等を考慮）
- ・ 利用者負担のあり方（低所得者に配慮）

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

# 現行の保育所の認可の仕組み

## (現行の保育所の認可の仕組み)

- 現行制度では、
  - ・ 市町村が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事への届出
  - ・ 市町村以外の者が認可保育所を設置しようとする場合は、都道府県知事による認可を経ることとされている。
  
- 都道府県知事は、市町村以外の者から認可の申請があった場合、都道府県及び市町村による保育需要に関する現状分析と将来推計を踏まえ、申請への対応を検討すること(「保育所の設置認可等について」平成十二年児発第二九五号通知)とされており、認可の可否に関する裁量が比較的広く認められている。
  
- なお、主体制限については、平成12年に撤廃されており、株式会社やNPO法人の参入も可能。  
ただし、施設整備補助は対象外とされている。

## (認可の効果)

- 現行制度では、市町村に認可保育所における保育の実施義務を課した上で、認可保育所における保育の実施に要する費用を市町村が支弁するものとされている。  
(※ 市町村が支弁した保育所運営費の負担割合は、
  - ・ 公立保育所は市町村10/10、
  - ・ 私立保育所は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。 )
  
- 認可保育所となることの主たる効果は、この市町村による保育所運営費の支弁にある。
  
- また、認可保育所には、児童福祉施設最低基準の遵守が求められている。【→資料4 P24】